

粕屋町情報公開条例に基づく処分に係る審査基準

粕屋町情報公開条例(平成 14 年粕屋町条例第 1 号)に基づき、実施機関が行う処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 5 条第 1 項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

目次

- 第 1 情報該当性
- 第 2 非開示情報該当性
- 第 3 部分開示
- 第 4 公益上の理由による裁量的開示
- 第 5 情報の存否に関する情報
- 第 6 他の法令等との調整
- 第 7 その他

【処分の名称】

情報の開示決定等

【根拠法令及び条項】

粕屋町情報公開条例第 7 条

【処分課(担当課)名】

対象の情報を保有する実施機関

【標準処理期間】

「受理した日から起算して 15 日以内」

※期限内に決定することができないやむを得ない理由があるときは、「開示請求書を受理した日から起算して 30 日を限度」として延長することができる。

また、情報が著しく大量であるため、期間内にその全てに公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

【審査基準】

第 1 情報該当性

開示請求の対象が条例第2条第2号に規定する情報に該当する場合は、原則公開とする。

第2条第2号

(2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、函面、写真、フィルム、テープ、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)その他これらに類するものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。

1 「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、土地開発公社及び議会をいう。

2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場(公的立場)で作成し、又は取得したことをいい、作成したこと又は取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載することや収受印があることなど、手続的な要件を満たすことを必要とするものではない。

なお、「職務」には、国等が法律又はこれに基づく政令に基づき実施機関に委任した事務(法定受託事務等)及び地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理しているものも含む。

3 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの」とは、当該情報がその作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものをいう。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料は、これに当たらない。

※作成又は取得された文書・電磁的記録等が組織的に用いるものに当たるかどうかの判断は、次の状況等を総合的に考慮して行う。

(1) 作成又は取得の状況(職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該実施機関の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか)

(2) 利用の状況(業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか)

(3) 保存又は廃棄の状況(専ら当該職員の判断で処理できる性質のものであるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか)

第 2 非開示情報該当性

開示請求に係る文書等について、条例第 8 条各号に規定する非開示情報該当性の判断は、以下の基準により行う。

第 8 条第 1 号(法令秘情報)

(1) 法令又は条例の規定により、開示することができないと認められる情報

1 「法令又は条例」とは、法律、条例、政令、府令、省令その他の命令及び規則をいう。

2 「開示することができないと認められる情報」とは、次のような情報をいう。

(1) 明文の規定により、閲覧又は写しの交付が禁止されている情報

(2) 他目的の使用が禁止されている情報

(3) 個別法により守秘義務が課せられている情報

(4) その他法令等の趣旨又は目的から、開示することができないと認められる情報

第 8 条第 2 号(個人に関する情報)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例等の規定により、何人も閲覧することができるものとされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

エ 法令又は条例等の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要と認められるもの

1 「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人(死亡した者を含む。)に関する情報をいう。個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。

また、非開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮しないことから、開示請求者本人に関する情報であっても、他の個人に関する情報と同様に取り扱う。

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、その情報の性質上、本条第 3 号により判断することが適当であるので本号から除外されているが、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人に関する情報は、本号により判断する。

2 「識別され得るもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできない

が、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。一般的に、「他の情報」とは公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報をいう。また、当該個人の近親者、地域住民などであれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含む。

他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないと考えられる情報については、一般的には「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質、内容などに応じ、個別に判断する。

3 特定の個人を識別することができる情報ではない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の性質、集団の性格又は規模などにより、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

4 本号ア「法令又は条例等の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。したがって、公開を求める者又は公開を求める理由によって公開を拒否する場合が定められている規定は含まれない。

5 本号イ「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」とは、将来的に公表する予定(具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。)の下に保有されている情報をいう。

6 本号ウ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」については、個人に関する情報を開示することにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を開示することにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

第8条第3号(法人等に関する情報)

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある

支障から消費生活その他町民の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、開示することが公益上特に必要であると認められるもの

1 「法人その他の団体」(以下「法人等」という。)には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団等も含まれる。

ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、本号の対象から除かれ、その事務又は事業に係る情報は、条例第 8 条第 5 号の規定に基づき判断する。

2 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報など法人等と何らかの関連性を有する情報を意味する。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、条例第 8 条第 2 号の非開示情報に当たる場合もある。

3 「事業を営む個人」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 2 第 8 項から第 10 項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等、営利を目的とする事業を自ら行う者を広く含む。

4 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について非開示情報該当性を判断する。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係が無い個人に関する情報は、条例第 8 条第 2 号で判断する。

5 「競争上又は事業運営上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいい、「その他社会的地位」とは、ノウハウ、内部管理に関する情報、信用など法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

6 「明らかに害すると認められる」かどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質などに応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利(信教の自由、学問の自由など)の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する。

7 本号ア「人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の

発生を未然に防止し、発生している危害を排除し、若しくは拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために公開することが必要と認められるものをいう。

なお、この判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との比較衡量と調和を図ることが重要であり、個別の事案に応じて慎重な検討が必要である。

第 8 条第 4 号(審議、検討等に関する情報)

(4) 町の機関内部若しくは機関相互間又は町と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)との間における審議、協議、検討、調査、試験研究等の意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、当該又は将来の同種の審議、協議、検討、調査、試験研究等の公正かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれのあるもの

1 「町の機関」とは、執行機関、補助機関、附属機関その他本町のすべての機関をいう。

2 「当該又は将来の同種の審議、協議、検討、調査、試験研究等の公正かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が想定されているものであり、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

なお、この判断に当たっては、検討等段階の情報を開示することによる利益と支障とを比較衡量することとし、「著しい支障」とは、開示することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。

3 「おそれ」の程度は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

第 8 条第 5 号(事務又は事業に関する情報)

(5) 町又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他町又は国等の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの、当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるものその他当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの

1 「事務事業」とは、本号に例示された事務事業のほか、「町又は国等の機関」が単独又は共同で行う一切の事務事業をいう。

2 「監督、立入検査、試験」に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項などの詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価

又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれがあるものがあり、このような情報は、非開示とする。

また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、本号に該当する。

3「入札、交渉、争訟」に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるものや、交渉、争訟等の対処方針などを公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は、非開示とする。

4「おそれ」の程度は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

第8条第6号(国等との信頼、協力関係に関わる情報)

(6) 町と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの

1「国等との信頼関係又は協力関係を著しく害する」の判断に当たっては、個別具体の判断を要する。なお、当該情報を開示することによる利益と支障とを比較衡量することとし、「著しく害する」とは、開示することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。

第8条第7号(公共の安全等に関する情報)

(7) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他町民生活の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれのある情報

1「その他町民生活の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査活動又は公訴の維持など刑事法の執行を主なものとする。

2「支障を生じるおそれのある情報」とは、①犯罪、違法行為、不正行為等の情報提供者、告発者、犯罪の被疑者、参考人などが特定され、その結果、これらの人が危害等を加えられ、又はその地位若しくは平穏な生活が脅かされるおそれがある情報、②特定の個人の行動予定、家屋構造などが明らかにされ、その結果、これらの人が犯罪等の被害を受けるおそれがある情報をいう。

3 「おそれ」の程度は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

第 3 部分開示

開示請求の請求に係る情報が、条例第 9 条に規定する情報に該当する場合は、部分開示とする。

第 9 条(部分開示)

第 9 条 実施機関は、開示の請求に係る情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報を容易に分離することができ、かつ当該分離により開示の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分について開示しなければならない。

2 開示請求に係る情報に前条第 2 号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

1 「開示の請求に係る情報の一部に非開示情報が記録されている場合」とは、一件の文書等に複数の情報が記録されている場合に、情報ごとに条例第 8 条各号に規定する非開示情報に該当するかどうかを審査した結果、非開示情報に該当する情報がある場合をいう。

2 「非開示情報を容易に分離することができ」とは

(1) 当該文書等のどの部分に非開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分開示を行う義務はない。

例えば、文章として記録されている内容そのものには非開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には非開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

(2) 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音テープ、録画テープ、磁気ディスクに記録されたデータベースなどの電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに非開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に非開示情報が含まれている場合などでは、非開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、文書等を汚損若しくは破損する場合、区分するために過大な費用を要する場合、

又は電磁的記録について非開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができないとき」に該当する。

3 「当該非開示情報に係る部分以外の部分について開示しなければならない」

(1) 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落など、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

(2) 本項は、義務的に開示すべき範囲が定められているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の本条例の目的に沿った合理的な裁量に委ねられている。すなわち、非開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、非開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さなどを考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの非開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に非開示情報が開示されたと認められないのであれば、実施機関の非開示義務に反するものではない。

4 「開示の請求の趣旨が損なわれる」とは、非開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、客観的に有意な情報が残らないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合などである。

この有意性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があれば、これも併せて判断する。また、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

5 「前条第 2 号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等」

(1) 氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、条例第 8 条第 2 号に規定する非開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の非開示情報の規定に該当しない限り、前項の規定により開示することになる。

ただし、前項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、特定の個人を識別することができることとなる部分とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として非開示とする。

(2)「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより誰に関する情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるものをいう。

逆に、例えばカルテ、作文等の個人の人格と密接に関連する情報が記録された文書、個人の未公表の研究論文などは、当該部分を除いても、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、非開示とする。

第 4 公益上の理由による裁量的開示

公益上の理由による裁量的開示を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

第 9 条の 2(公益上の理由による裁量的開示)

第 9 条の 2 実施機関は、開示請求に係る情報に非開示情報(第 8 条第 1 号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該情報を開示することができる。

1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第 8 条各号の非開示情報の規定に該当する情報(同条第 1 号に掲げる情報を除く。)について、実施機関が高度の行政的な判断により公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益があると認められる場合を意味する。

第 5 情報の存否に関する情報

開示請求に対し、文書等の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

第 9 条の 3(情報の存否に関する情報)

第 9 条の 3 開示請求に対し、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

1 「開示請求に対し、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る文書等が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された文書等の存否について回答すれば、非開示情報を開示することとなる場合をいう。

2 開示請求に含まれる情報と非開示情報該当性が結合することにより、当該文書等の存否を回答できない場合がある。

例：特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書等の開示請求が行われた場合、当該文書等が存在するが非開示情報に該当するので非開示であると回答するだけで、また、当該文書等が存在しないため不存在と回答するだけで、当該個人の病歴の有無が明らかになることになる。

このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、条例第 8 条各号の非開示情報の類型すべてについて生じ得る。

本条が適用される場面は様々想定されるが、典型例としては次のようなものが考えられる。

- (1) 特定の個人の病歴やいじめ等に関する情報(条例第 8 条第 2 号関係)
- (2) 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報(条例第 8 条第 3 号関係)
- (3) 捜査機関からの捜査事項照会等に関する情報(条例第 8 条第 7 号関係)
- (4) 買い占めを招くなど市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報(条例第 8 条第 4 号関係)
- (5) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報(条例第 8 条第 5 号関係)

第 6 条 他の法令等との調整

法令又は他の条例等の規定により閲覧等の手続が定められている場合は、この条例を適用せず、当該法令又は他の条例等の規定を適用する。

第 24 条(他の法令等との調整)

第 24 条 法令又は他の条例等に、情報の閲覧、縦覧若しくは視聴又は情報の写し若しくは謄抄本の交付に関する規定がある場合における当該情報の開示については、当該法令又は他の条例等の規定によるものとする。

2 この条例の規定は、粕屋町立図書館・歴史資料館その他これらに類する施設において、町民の利用に供することを目的として管理している情報については、適用しない。

第7 その他

(開示請求の非開示・却下)

- 開示請求が不適法であり、かつ、開示請求に係る書面の補正が困難であるとき。
- 相当の期間を定めて請求書の補正を求められた者が、指定された期間内にその補正をしないとき。
- 開示請求が権利の濫用と認められるとき。

権利の濫用等を理由とした、非開示及び却下に関する判断基準を次のとおりとする。

1 「開示請求が不適法であり、かつ、開示請求に係る書面の補正が困難であるとき」とは、氏名又は住所の記載がないなど開示請求に形式的な不備があり、又は当該請求書に記載された内容では対象文書の特定が困難であり、かつ、補正を求めることが困難であるときをいう。

2 「相当の期間を定めて請求書の補正を求められた者が、指定された期間内にその補正をしないとき」とは、開示請求に形式的な不備があり、又は開示請求に係る文書等の特定ができないため、相当の期間を定めて請求書の補正を求めたにもかかわらず、その期間内に補正をしないときをいう。

3 「開示請求が権利の濫用と認められるとき」とは、実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とするなど、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求として次に掲げるものに該当するときをいう。

(1) 請求者の言動、請求の内容、方法などから、開示請求の目的が文書等の開示以外にあることが明らかに認められるとき。

(2) 開示決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく閲覧せずに繰り返し同様の開示請求をするなど、開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。

(3) 開示請求に係る内容を既に知り得ているにもかかわらず、同一の内容の開示請求を正当な理由なく繰り返し行うとき又は既に行った開示請求を取り下げ、同一の内容の開示請求を正当な理由なく繰り返し行うとき。

(4) 特定の職員が作成又は取得した文書等に係る開示請求を集中若しくは連続して行い、又は開示請求の際に特定の職員を誹謗、中傷若しくは威圧するなど、開示請求の態様、内容や開示請求者の言動などから、特定の職員に対する害意が明らかに認められるとき。

(5) 同一の実施機関に対する開示請求を集中又は連続して行う場合であって、開示請求の態様、内容や開示請求者の言動などから、当該実施機関の事務遂行能力を減殺させ、又は事務を停滞させるなどの害意が明らかに認められるとき。

(6) その他開示請求が明らかに権利の濫用と認められるとき。